

# 資料2-1

## 概要

### BSE発生国からの牛受精卵の輸入停止の解除について

#### 1 経緯

- (1) BSEの我が国への侵入を防止するため、BSE発生国からの牛受精卵の輸入を停止しているところである。
- ・EU諸国※、スイス、リヒテンシュタイン及びチェコからは、平成13年から輸入停止。(※英國からは、同国で口蹄疫が発生した平成8年から輸入禁止。)
  - ・カナダからは平成15年5月から輸入停止。
- (2) 平成15年5月、OIE(国際獣疫事務局)は、国際受精卵移植学会(IETS)の勧告に従って採取・取り扱われた牛受精卵については、規制の対象とすべきないとした。
- (3) これを受けて、BSE技術検討会において議論された結果、BSE発生国からの受精卵については、OIEの基準に準じて、
- ① 輸出国において、BSEが届出伝染病に指定されていること
  - ② IETSの勧告に従って採取され、取り扱われたものであること
  - ③ 供卵牛がBSE患畜・疑似患畜でないこと
- を条件に輸入を認めて差し支えないこととされた。

#### 2 今後の取扱いの考え方

BSE発生国からの牛受精卵について、

- ① 輸出国において、BSEが届出伝染病に指定されていること
  - ② 国際受精卵移植学会(IETS)の勧告に従って採取され、取り扱われた受精卵であること
  - ③ BSEの患畜又は疑似患畜以外の牛から採取された受精卵であること
- を条件に輸入を認めることとしたい。